

九

立帝 昭和 年 月 日  
決裁 昭和 年 月 日

陸軍省



宗法



陸軍少佐榊山豊外五十一名叙位取消並叙位日附変更の件

昭和五年九月二日  
陸軍省  
官内省

官内省

56

陸軍少佐神山豊外五十一名叙位取消並叙位日附變更の件

宗務局長  
宗務局

陸軍部  
陸軍部

陸軍部



陸軍少佐神山豊外五十一名叙位取消並叙位日附變更の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年九月二日

内閣總理大臣 吉田

茂

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官



陸軍少佐榊山豊外五十一名は令般別紙理由により叙位取柄を叙位日附変更の事項が判明致しましたので令般変更の次第であります叙位取柄並叙位日附変更の儀上奏してまいらうと思っております

内閣

内

閣

昭和十九年十月十五日 陸軍少佐正七位 柳山 豊  
大 佐 戦 死

右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下になり  
ましたが進級前に既に戦死していったことが今度判明  
しましたので任官取消になつた上は相当位も特に御  
取消し下さる様上申致します。

叙昭和二十年九月七十五位日 海軍中尉正八位小澤一朗	叙昭和二十年九月七十五位日 海軍中尉正八位坂本義雄	叙昭和二十年八月十五位日 海軍少尉 本島巖英	叙昭和二十年九月七十五位日 海軍中尉正八位多田豊治	叙昭和二十年九月七十五位日 海軍中尉正八位松原雄二郎	同 同 國東孝磨	叙昭和二十年九月七十五位日 海軍中尉正八位小林英明
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	----------------	------------------------------

日本海軍

昭和二十年九月七十五位日  
海軍中尉正八位  
坂本義雄  
本島巖英  
多田豊治  
松原雄二郎  
小林英明  
國東孝磨  
小澤一朗

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 中村 巖  
 従  
 昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 西村 幸治  
 従  
 昭和二十年八月十五日 海軍少尉 高砂 光一  
 正  
 昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 中川 弘  
 従  
 昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 廣江 時則  
 従  
 右者各頭書の通り叙位發令されたが、孰も別紙記載の通り戦死したことが判明したためその叙位を取消された。

昭和二十年四月二十日 比島方面 海軍中尉 小林 英明  
 同  
 昭和二十年四月二十九日 同 同 國東 孝磨  
 昭和二十年五月一日 同 同 松原 雄二郎  
 昭和二十年五月十五日 同 海軍少尉 多田 豊治  
 昭和二十年五月十八日 ホルネオ方面 海軍中尉 本島 巖英  
 昭和二十年五月二十日 同 同 坂本 義雄  
 昭和二十年六月十九日 同 同 小澤 一朗  
 昭和二十年六月二十二日 多ウニ島方面 同 同 中村 巖  
 昭和二十年七月三日 同 海軍少尉 西村 幸治  
 昭和二十年七月三十一日 比島方面 海軍中尉 高砂 光一  
 昭和二十年八月二十五日 同 同 中川 弘  
 同 廣江 時則

日本  
 文書

日本正府

昭和二十年八月二十五日 同 海軍中尉 正八位 橋本正史

昭和二十年六月三十日 同 海軍中尉 正八位 金子信夫

昭和二十年六月三十日 同 海軍中尉 正八位 真宅勝馬

昭和二十年五月二十五日 同 海軍中尉 正八位 橋本正史

昭和二十年五月二十五日 同 海軍中尉 正八位 金子信夫

昭和二十年五月二十五日 同 海軍中尉 正八位 真宅勝馬

昭和二十年五月二十五日 同 海軍中尉 正八位 橋本正史

昭和二十年五月二十五日 同 海軍中尉 正八位 金子信夫

昭和二十年五月二十五日 同 海軍中尉 正八位 真宅勝馬

昭和二十年五月二十五日 同 海軍中尉 正八位 橋本正史

昭和十九年八月十五位 海軍中尉 正八位 橋本正史

昭和十九年八月十五位 海軍中尉 正八位 金子信夫

昭和十九年八月十五位 海軍中尉 正八位 真宅勝馬

昭和二十年八月十五位 海軍中尉 正八位 橋本正史

昭和二十年八月十五位 海軍中尉 正八位 金子信夫

昭和二十年八月十五位 海軍中尉 正八位 真宅勝馬

昭和二十年八月十五位 海軍中尉 正八位 橋本正史

日本正府

昭和二十年八月十五位

正八位上

昭和二十年八月十五 位 海軍少尉

藤原達明

同

林勇仁

昭和二十年九月十五 位 海軍中尉

本郷徹心

昭和二十年八月十五 位 海軍少尉

馬場充貴

同

高野昌孝

昭和二十年九月十五 位 海軍中尉

田中三名男

昭和二十年九月十五 位 海軍中尉

池田速男

昭和二十年九月十五 位 海軍中尉

百合本彌太郎

昭和二十年八月十五 位 海軍少尉

西田清視

昭和二十年九月十五 位 海軍大尉

野中幸男

同 從七位 海軍中尉

佐藤貴暢

昭和二十年九月十五 位 海軍中尉

松文好

昭和二十年九月十五 位 海軍中尉

栗田鼎

右者各頭書の通り叙位發令されたが、孰も別紙記載の通り戦死したことが判明したのでその叙位を取消された

日本文庫



Handwritten entries in vertical columns, including names and dates, such as 海軍少尉 and 昭和二十年三月十五日.

昭和二十年三月十五日

昭和二十年三月十五日

昭和十九年九月十五日

海軍少尉

岡崎重盛

同

柏木清三

石者各頭書の通り叙位發令されたが今般昭和十九年七月二十五日戦死したことが判明したの下、その叙位を取消されたい。

昭和二十年三月十五日  
昭和十九年九月十五日

内閣人選録第々々々々

昭和二十年三月十五日  
叙 正 八 位

海軍少尉

肥

後

三

郎

石峯 顯 著 の 通 り 叙 位 被 令 さ れ た が 、 今 叙 昭 和 二 十 年 三 月  
十 四 日 戦 死 し た こ と が 判 明 し た の で そ の 叙 位 の 日 附 を 戦  
死 の 日 の 前 日 に 更 正 さ れ た い 。

昭和二十年三月十五日

海軍少尉

昭和十九年十二月一日 海軍少佐・正七位 牧野 武男

右者頭書の通り殺位授与されたが、昭和十九年九月三十日戦死したことが判明したので、その殺位を取消された

い。

大正十一年  
三月三日

海軍

内閣閣位第 四五〇號

昭和二十年九月十五日  
敍正七位

海軍大尉 從七位

松平康愛

石者頭書の通り敍位發令されたが、今般昭和二十年六月  
四日戦死したことが判明したの下、その敍位を取消され  
たい。

昭和二十年八月十五日

海軍少尉

川村 正三郎

昭和二十年九月十五日

海軍中尉 正八位 鶴澤

陽

昭和二十年九月十五日

海軍中尉 正八位 小池 英毅

右者各頭書の通り叙位發令されたが川村海軍少尉は昭和二十年三月十九日、鶴澤海軍中尉は同年四月十八日、小池海軍中尉は同年七月十九日孰も戦死したとが判明したので、その叙位を取消された。

日本海軍

内閣人閣位第 四七二 號

昭和十九年十月二日  
敍 正 八 位

海軍少尉

澤 村 宏 治

右者頭書の通り敍位降合されたが、昭和十九年九月十二日戦病死したことが判明したので、その敍位を取消されたい。

昭和十九年八月十五日

丁、子の降位を降合して外に

海軍中尉 昭和十九年四月十五日 降位 降合して外に

昭和十九年四月十五日 降位 降合して外に

或者各頭書の通り降位降合して外に

海軍中尉 五八位 小 英 婦

海軍中尉 五八位 降 英 婦

海軍中尉 五八位 降 英 婦

海軍中尉 五八位 降 英 婦

日本郵政

海軍

昭和二十年三月二十六日 海軍大尉 正八位 菅名 浩

右者頭書の通り敍位發令されたが、今般生存しありこ  
と判明したため、任官取消にならぬ上は本相も特に御取消し  
下さるやう上申致します

海軍

日本郵政

下ととも子と工申張り

と降脚一たつた

古番更書へ盡り跡出貸今

御申上り

内閣人間部第四三三號

昭和二十一年七月一日  
海軍技術大尉 正八位 四 田 三千男

右者頭書の通り赦位被<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>られたが、今般生存しあること

が判明したので、任官取消にならば上<sub>は</sub>相<sub>當</sub>位も特に御取消し

下さるやう上申致します

昭和二十一年七月一日



昭和十九年八月十五日 海軍中尉 正八位 杉山重天

昭和十九年八月十五日 海軍中尉 正八位 森山義雄

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 岡本源一

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 高谷武信

右者各願書の通り叙位授令されたが、杉山海軍中尉は昭和十九年六月五日、森山海軍中尉は同年七月二十日

海

軍

九

日、岡本海軍中尉は昭和二十年二月二十二日、高谷海軍中尉は同年三月十五日孰も戦死したことが判明したので、その叙位を取消されたい。

三二九

昭和二十年八月十五日 海軍少尉 青木 忠一  
叙 正 八 位  
右者頭書の通り叙位發令されたが、今般昭和二十年八月十一日戦死したことが判明したので、その叙位の日附を戦死の前日に更正されたい。

青木 忠一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 二 十 年 二 月 二 十 日	同	昭 和 十 九 年 八 月 二 日	昭 和 十 九 年 六 月 五 日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	カ ム ラ ン 沖 方 面	同	テ ニ ヤ ン 方 面	ア ド ミ ラ ル テ ー 諸 島 方 面
同	同	同	同	同	同	同	同	同	海 軍 少 尉	同	同	海 軍 中 尉
木 林 勇 仁	藤 原 達 明	古 庄 健 太 郎	笹 目 清 太 郎	平 嘉 二	宮 田 勇 治	久 米 次 道	神 代 源 太 郎	氷 川 究	金 子 信 夫	真 宅 勝 馬	橋 本 正 史	

田  
本  
改  
併

Blank page with vertical red lines and a blue dot.

昭和二十年三月十五日 セブ島方面 海軍中尉 本郷徹心

昭和二十年三月二十一日 佛印沿岸方面 海軍少尉 馬場充貴

同 同 高野昌孝

昭和二十年五月二十四日 バタン方面 海軍中尉 田中三名男

昭和二十年五月二十五日 セブ島方面 同 池田速男

昭和二十年七月七日 セレベス島方面 同 百合本彌太郎

昭和二十年七月十八日 樺太南方海面 海軍少尉 西田清視

昭和二十年八月一日 バタン方面 海軍大尉 野中幸男

同 同 海軍中尉 佐藤貴暢

昭和二十年八月二日 同 同 上松文好

昭和二十年八月二十五日 ミニダオ方面 同 栗田 鼎

二復人扶統第八號ノ三。

昭和二十一年七月九日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長 殿



叙位取消について照會

八月九日復ニ秘人第二六六號叙位取消について申牒され左記の者は各頭書の通り今次戦争作戦従事中孰も戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたのでその叙位を取消されるやう取計はれたい

記

昭和二十年四月二十日 比島方面 戦死 海軍中尉 小林英明

(昭和二十年八月三十日達達海秘人オニ三七〇号海軍大尉平瀬親榮外二十七十九名中六十一枚目表)

昭和二十年四月二十日 比島方面 戦死 海軍中尉 國東孝磨  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人オ二三七〇号海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中六十三枚目裏)

昭和二十年四月二十九日 同 同 松原雄二郎  
(右同) (四八枚目裏)

昭和二十年五月一日 同 同 多田豊治  
(右同) (七十四枚目裏)

昭和二十年五月十五日 同 同 海軍少尉 本島巖英  
(昭和二十年八月八日進達海秘人オ一八七四号海軍少尉丸山昂外三千二百六十四名中六十三枚裏)

昭和二十年五月十八日 同 同 海軍中尉 坂本義雄  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人オ二三七〇号海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中四十四枚目裏)

昭和二十年五月二十日 同 同 小澤一朗  
(右同)

昭和二十年六月十九日 同 同 中村 巖  
(右同)

昭和二十年六月二十二日 同 同 西村幸治  
(右同) (三十七枚目裏)

昭和二十年七月三日 同 同 海軍少尉 高砂光一  
(昭和二十年八月八日進達海秘人オ一八七四号海軍少尉丸山昂外三千二百六十四名中百六十八枚目裏)

昭和二十年七月三十一日 同 同 海軍中尉 中川 弘  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人オ二三七〇号海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中四十三枚目裏)

昭和二十年八月二十五日 同 同 廣江時則  
(右同) (四十九枚目裏)

日本政府

二復人扶枕第八號ノ三十一

昭和二十一年八月九日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長 殿



叙位取消について照會

八月九日復ニ秘人第二七〇號叙位取消について申牒され  
た左記の者は各頭書の通り今次戦争作戦従事中  
孰も戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報  
告叙位發令後となつたのでその叙位を取消されるやう取  
計はれたい

記

昭和十九年六月五日 アドミラルティ諸島方面戦死海軍中尉橋本正史  
(昭和十九年八月三日追連海秘人オ一五七四号海軍中尉小山健一以下八百六十三名中十三枚目裏)

日本政府

昭和十九年八月二日于ニヤシ方面 戦死 海軍中尉 真宅勝馬  
昭和十九年八月三日進達海秘人第1574号海軍中尉 小山建一以下八百六十三名中十七枚目裏  
同 同 同 金子信夫  
同 同

昭和二十年二月二十日カラン沖方面 海軍少尉 氷川 究  
昭和二十年八月八日進達海秘人第1874号海軍少尉 九昂外三十二百六十四名中四十二枚目裏

同 同 同 神代源太郎  
同 同 同 四十三枚目裏

同 同 同 久米次道  
同 同 同 六十三枚目裏

同 同 同 宮田勇治  
同 同 同 百十二枚目裏

同 同 同 平 嘉加二  
同 同 同

同 同 同 笹目 清太郎  
同 同 同 百四十四枚目裏

同 同 同 古庄健太郎  
同 同 同

同 同 同 藤原達明  
同 同 同 百四十五枚目裏

同 同 同 森 勇仁  
同 同 同 百四十六枚目裏

昭和二十年三月十五日セブ島方面 海軍中尉 本郷徹心  
昭和二十年八月三十日進達海秘人第2370号海軍大尉 平瀬親榮外二千七十九名中六十八枚目裏

昭和二十年三月二十一日佛印沿岸方面 海軍少尉 馬場充貴  
昭和二十年八月八日進達海秘人第1874号海軍少尉 九昂外三千二百六十四名中百三十七枚目裏  
同 同 同 高野昌孝  
同 同 同 百三十八枚目裏

同 同 同

日本政府

昭和二十年五月二十四日 バダン方面 戦死 海軍中尉 田中三名男

(昭和二十年八月三十日 進達海秘人オ二三七〇号 海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中五十八枚目重表)

昭和二十年五月二十五日 セブ島方面 同 同 池田速男

(右同) 六十五枚目表)

昭和二十年七月七日 セレベス島方面 同 同 百合本彌太郎

(右同) 五十六枚目表)

昭和二十年七月十八日 樺太南方海面 同 海軍少尉 西田清視

(昭和二十年八月八日 進達海秘人オ一八七四号 海軍少尉丸山昂外三千二百六十四名中七十五枚目重表)

昭和二十年八月一日 バダン方面 同 海軍大尉 野中幸男

(昭和二十年八月三十日 進達海秘人オ二三七〇号 海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中三枚目重表)

同 同 海軍中尉佐藤貴暢

(右同) 五十五枚目表)

昭和二十年八月二日 同 同 上松文好

(右同) 六十六枚目重表)

西本 田

別冊

(右同)

六十六枚目重表)



日本政府

昭和二十一年八月ノ七

役員廳第二役員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

八月ノ七 日俊二秘人第三四八號叙位取消について申牒された左記の者は、  
合頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死した者であるが、通信連絡遅延の  
ため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計は  
りたい。

記

昭和十九年七月二十五日 南洋群島方面 戦死海軍少尉 岡 崎 重 雄  
(昭和二十年三月八日進達海秘人第五七三號海軍大尉滿宮宗切以下八百五十六名中二十七枚目裏)

同  
(昭和十九年八月二十九日進達海秘人第一八〇三號海軍中尉石山松市以下八百五名中二十九枚目裏)

内閣官房人事課長殿

復員局事務員局人事部長



叙位日附更正について照會

八月七日復二秘人第三四七號叙位日附更正について申渡された左記の者は  
誤りの通り、今次戦争係戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため  
戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位發令日附を戦死の日の前日に  
更正されるやう取訂はりたい。

記

昭和二十年三月十四日 本州西部地區方面 戦死 海軍少尉 肥 校 三 郎  
(昭和二十年三月八日 通達海秘人第五七三) 海軍 大尉 高富宗切以下八日五十六名中四十枚目表

昭和二十一年八月廿三日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事課



被位取消について照會

八月廿三日復二秘人第三九〇號被位取消について申渡された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため戦死報告被位發令後となつたので、その被位を取消されるやう取計はりたい。

記

昭和十九年九月三十日 内南洋方面戦死 海軍少佐 牧野武男  
(昭和十九年十一月十日進達海秘人第二四五五號海軍大佐安延多計夫以下一千百十三名中二十一枚目裏)

昭和二十一年八月十五日

内閣官房、人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



敍位取消について照會

八月十五日復二秘人第二九三號敍位取消について申牒された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦從事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報告敍位發令後となつたので、その敍位を取消されたい。

記

昭和二十年六月四日 比島方面 戦死 海軍大尉 松平 康 愛  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平頓規榮外二千七十九名中六枚目表)

二復人扶杖第八號ノ三十四

昭和二十一年八月十五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長 殿

叙位取消について照會

八月十五日 復二稅人第二五七 號叙位取消について申牒され  
た左記の者は、各頭書の通り、今次戦争作戦従事中孰  
も戦死したものであり、が通信連絡遅延のため戦死報告叙  
位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はれたい

昭和二十一年八月十五日 記

昭和二十一年三月十九日 比島方面 戦死 海軍少尉 川村正三郎  
昭和二十一年八月八日 達達海林人第一八七三号海軍少尉藤本伸哉外一千二百七十四名中九枚目裏

日本国政府

日本正統

昭和二十年四月十八日北島方面戦死海軍中尉鶴澤陽

(昭和二十年八月三十日進達海軍大尉平瀬親榮外三十七九名中九士枚月裏)

昭和二十年七月十九日同 小池英毅

(右) 前々中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

中尉... 昭和二十年七月十九日同

内閣官房人專課長殿

復員部第二復員局人專部長

級位取消について照會

八月十七日復二秘人第三四三號級位取消について申渡された左記の者は、頭書の通り今次戦作戦従事中戦病死した者であるが、通信連絡遅延のため戦病死報告級位送令後となつたので、その級位を取消されるやう取計はりたい。

記

昭和十九年九月十二日 昭南 戦病死 海軍少尉 澤 村 宏 治  
(昭和十九年九月十三日進達海軍秘人第一九七一號海軍少尉藪島豪太郎以下一十八十四名中二十三枚月裏)

二復人扶統第八號ノ三十二

昭和二十一年八月九日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長 殿



叙位取消について照會

八月九日復二秘人第二七四號叙位取消について申し渡された左記の者は、昭和二十年三月二十六日戦死同日海軍大尉に進級し、その相當位として同日附在七位發令されたが、今般生存しあること判明したため、前記特殊進級を取消されたから、本叙位も取消されるやうに取計はれた。

記

海軍大尉

苦名

浩 (昭和二十一年二月十七日進達)

日本文庫

日本郵政

勸業大綱 署名 (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

昭和二十一年八月九日  
内閣官房人事課長殿  
復員第二復員局人事課長殿  
録部頭前(一)照會

昭和二十一年八月九日

復員第二復員局人事課長殿

内閣官房人事課長殿

紋位取消について照會

八月九日復二秘人第二四號紋位取消について申渡された左記の者は、昭和二十年七月二日北部ルソン島オリオン附近で行方不明となり戦病死と認定され、頭書の通り紋位發令されたが、今般ルソン島第二存房收容所に收容されて居ることが判明し、特殊進級を取消されたいから、本紋位も取消されるやう取計はれたい。

記

昭和二十一年七月一日  
海軍技術大尉 西田 三千男 (昭和二十一年五月二十二日進達)  
二復秘人第一一五四號



昭和二十一年七月五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

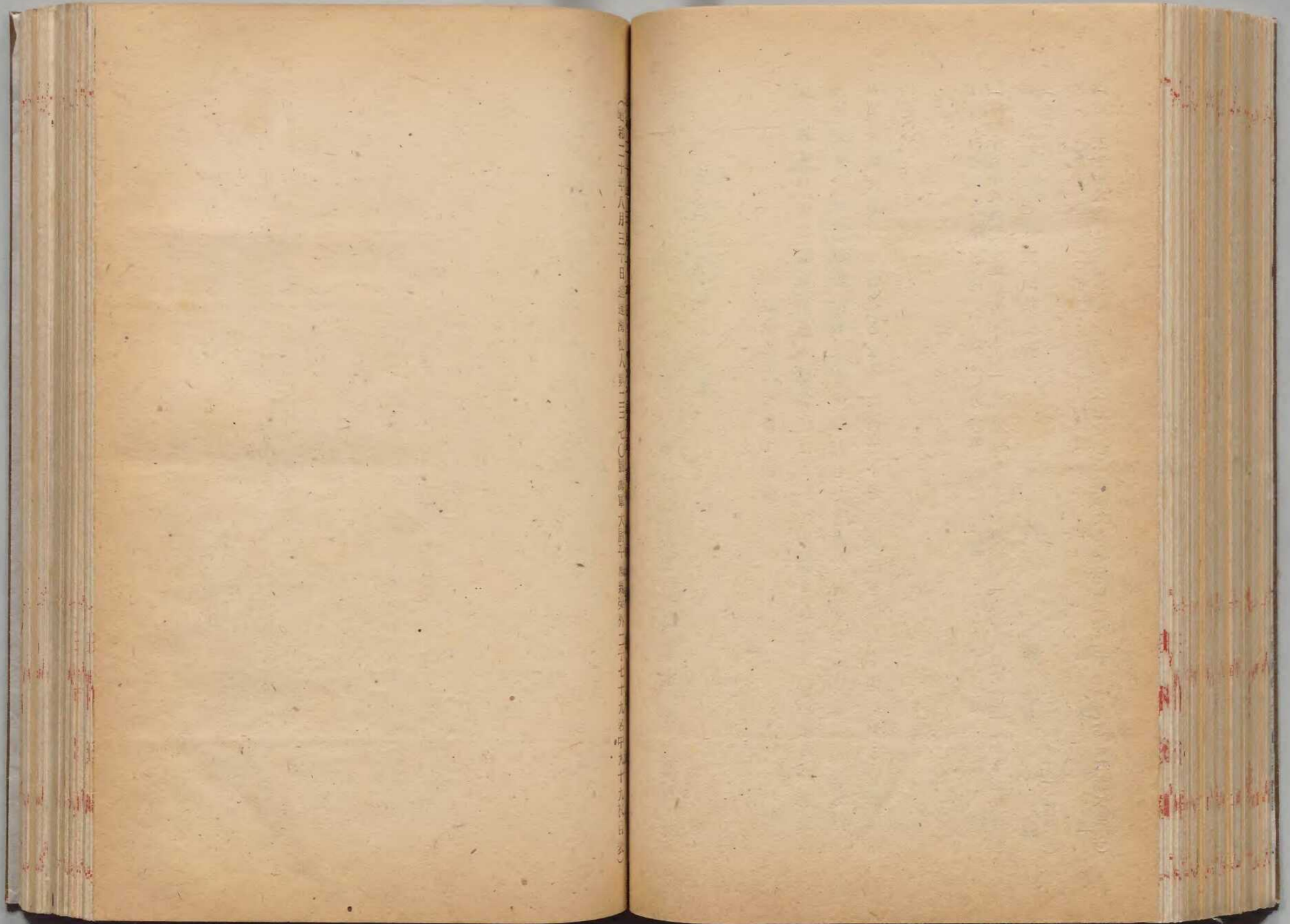
七月五日復二秘人第五八號叙位について申渡された左記の者は、各頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はられたい

記

昭和十九年六月五日 ラバウル方面 戦死 海軍中尉 杉山重天  
(昭和十九年八月三日進達海秘人第一五七四號海軍中尉小山健一以下八百六十三名中十三枚目表)

昭和十九年七月二十九日同 同 同 森山 十一枚目裏  
(石同)

昭和二十年二月二十二日比島方面同 岡本源一  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二十七名中六枚目裏)



卷之八 八月二十三日 海防 八 三三〇 海防 大 四 十 七 十 九 名 呼 九 十 九 日 多

昭和二十一年八月五日

復員局第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿

叙位日附更正について照會

七月五日復二秘人第五九號叙位日附更正について申渡された左記の者は、頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため戦死報告發令後となつたので、その叙位發令日附を更正されるやう取計はれたい

記

昭和二十年八月十一日 朝鮮方面 戦死 海軍少尉 青木 忠一  
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 昂外三千二百六十四名中百二枚目表)

一復業位第一號

昭和二十一年八月 日

復員廳總裁男爵幣原喜重郎

内閣總理大臣 吉田茂 殿

陸軍少佐柳山 豊毅位取消の件上申

追て右の者に対する関係書類は新情勢に  
基いて整理を行つたため不明につき然るべ  
く御取計らい願ひます

官報不登載

六百餘不登簿

ノ總取付之に類ひます

基のノ一總取付を行はしめずとも不明とし、然るに  
測入付の付に類ひます。總取付書類は、後附の  
附録に於て、計七冊、總取付書類の付に由

内閣總理大臣 吉田 茂殿

復員廳總裁 男爵幣原 喜重郎

昭和二十一年四月 日

復二秋人第三六六號

昭和二十一年八月九日

復員廳總裁 男爵幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿

海軍中尉小林英明外十一名の叙位取消について別紙の通り  
申牒する。

日本政府

日本  
政府  
勅令

海軍中尉橋本正史外二十二名の叙位取消について別紙の通り

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

復ニ稅人第二ニ號

昭和二十一年八月九日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉橋本正史外二十二名の叙位取消について別紙の通り  
申牒す。

日本  
政府  
勅令

官  
登  
報

復二秘人第 三四八 號

昭和二十一年八月一七日

復員總總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉岡崎重盛外一名の叙位取消について別紙の通り  
申陳する。

日本  
政  
府

申新下

海軍中尉林本正史は二十二年の終立現職に付ては叙位の趣

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

復員總總裁 男爵 幣原 喜重郎

昭和二十一年八月一日

官  
不  
登  
報

復二秘人第三四七

昭和二十一年八月十七日

復員總務 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉肥後三郎の叙位日附更正について別紙の通り  
申渡す。



復二秘入為 三九〇號

昭和二十一年八月二十三日

復員總總裁 男 時 將 原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐 牧野武男の被位取消について別紙の通り申渡す  
る。

符箋

松平康愛は侯爵嗣子としてすむに正五位に  
叙せられたるが、係りの者の誤りに依り昭和  
二十年三月一日進級せし際相高位として正七位  
上奏し、同年九月十五日附奏令されしに  
此の度戦死者としてその取消上奏を致し、また  
戦死進級に討する相高位は右の次第にて上奏  
致し、せんか、御旨の上よりしくお願ひ致し  
ます。



の  
相  
り  
申  
陳  
す

復二秘人爲二九三 號

昭和二十一年八月十五日

復員總務 男爵 幣 直 喜 軍 郎



内閣總理大臣 告 出 戊 殿

海軍大尉松平康彥の級位取消について別紙の通り申渡す  
る。

海軍

復ニ秘人第二九七號

昭和二十一年六月十五日

復員廳總裁男爵幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉川村正三郎外二名の叙位取消について別紙の通り申牒する。

日本政府

日本銀行

日野中野

松平大橋川林五三波八二五の録正原形七〇〇丁陽

内閣總理大臣 吉田 茂

郵政大臣 吉田 茂

昭和二十一年八月十七日

第二秘人第 三四三號

昭和二十一年 八月十七日

復興總總裁 男爵 吉田 茂



内閣總理大臣 吉田 茂

海軍少尉澤村友治の殺位取消について別紙の通り申渡す  
る。

日本銀行

復二秘人第二七四號

昭和二十一年八月九日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

內閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍大尉 吉名、浩の叙位取消について別紙の通り申渡す。

日本海軍

海軍省

日本正統

武軍入様吉原、吉原の録に取前引の了、海防の趣、申新す。

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜 重 郎

昭和二十一年八月九日

復二秘人第 二六四 號

昭和二十一年八月九日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜 重 郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍技術大尉西田三千男の紋位について別紙の通り申床する。

後二秘人第 五八 號

昭和二十一年 七月 五日

役員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉杉田重夫外三名の叙位取消について別紙の通り  
申添する。

海軍



復二秘入第 五九 號

昭和二十一年七月五日

復員廳 總裁 男爵 幣 原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉 青木忠一 位日附 更止について 別紙の通り  
申添する。



立憲昭和年月日  
決裁昭和年月日

陸軍省

陸軍省

宗秩彦



海軍少尉野津誠外十二名叙位取消の件

昭和五年九月三日  
陸軍省

官内省